

【表の構成】

景観計画における記述			
番号	取組の概要		担当部・課
	R2年度までの取組	R3年度以降の取組	R3年度予算

【本表】

1 地域が主体となる景観づくりに向けた支援

(1)景観づくりに関する情報の提供及び知識の普及

県民等や市町による主体的な景観づくりを進めるため、県は、景観づくりに関する情報（規制誘導措置、景観資産、取組事例、支援制度等）を収集するとともに、ホームページ等の活用により、景観づくりに関する情報の提供及び知識の普及を行います。

1-(1)-①	<p>【取組の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○景観づくりに関して、収集又は把握した情報を市町や県民等に情報発信します。 ・景観行政団体になっている地方公共団体の情報や景観計画の策定状況等 ・県内の景観資産の情報 ・活動している団体の取組事例 		県土整備部 都市政策課
	<p>【R2年度までの取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○景観シンポジウムの開催（H18年度伊賀市、H19年度亀山市、H20年度松阪市、H21年度伊勢市、H22年度鈴鹿市、H23年度桑名市） ○行政職員を対象にした景観セミナーの開催（H17～23年度：9回） ○県ホームページに、三重県景観計画の策定のため行った手続きの内容及び三重県景観計画の運用のため作成した各種ガイドラインや届出の手引き等を掲載 ○景観法による届出の際に配慮すべき「主要な視点場」をHPで公表 ○近畿10府県景観向上プロジェクトとして、景観づくりに取り組む県内の団体の活動についてHPIに掲載。 ※H24年度には、三重県の2団体が、第1回「美し近畿景観づくり活動賞」を受賞（「二見浦わいわい元気塾」、「地縁法人美旗まちづくり協議会」） ○市町が開催するシンポジウムについて、広報誌、ラジオ、チラシ配布等による周知支援（H25年度：志摩市、津市） ○熊野川シンポジウムの開催（H27年3月） ※紀宝町、熊野市、新宮市、和歌山県、三重県が共催 ○世界遺産熊野古道伊勢路エリア、伊勢志摩地域における景観スポットの紹介（HPで発信） ○「県民の日記念事業」へ参加し、良好な景観への啓発を目的とした展示ブースを設置 ○市町が開催する景観シンポジウムの支援 	<p>【R3年度以降の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県ホームページにおいて、三重県景観計画の運用のために作成した各種ガイドラインや届出の手引き等を掲載 ○届出制度に関するQ&Aを更新・追加 	—
1-(1)-②	<p>【取組の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○重なる曲線の美しい棚田など、自然地形と地場産材を活かして先人たちが営々と時間をかけて築き上げてきた「農村の原風景」を保存していくため、地域の住民活動を支援します。 		農林水産部 農山漁村づくり課
	<p>【R2年度までの取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「農」の風景シンポジウムの開催（H18年度） ○石積み体験講座の開催（H19年度～H24年度） ○農村散策マップの作成（H25年度、H27年度～R1年度） ○里の魅力を伝える写真塾（H26年度～H27年度） ○棚田カード、ガイドの作成（R2年度） 	<p>【R3年度以降の取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○棚田カード、ガイドの作成 ○棚田スタンプラリーイベントの開催 	1,732千円

景観計画における記述			
番号	取組の概要		担当部・課
	R2年度までの取組	R3年度以降の取組	R3年度予算
(2)景観づくりに関する専門家、有識者の派遣 良好な景観づくりに関する様々な分野の専門家を派遣し、有効な助言等を提供する必要があります。 このため、県は、市町や住民、景観づくり団体等から要請があったときは、専門家等の派遣に際し、人材の選定や必要に応じて直接派遣するなど必要な支援を行います。			
1-(2)	【取組の概要】 ○建築や屋外広告物の規制に係る助言又は公共事業の施設整備における意匠やデザインに係る助言などを行う景観アドバイザーを登録し、県の施策の推進や市町が行う景観施策の支援を行います。(三重県景観アドバイザー:学識者6名、建築士3名)		県土整備部 都市政策課
	【R2年度までの取組】 ○県が行う公共事業等景観検討システムの試行事業に対して、景観アドバイザーを派遣(H23～R2年度:14回) ○市町が行う公共事業等への助言のため、アドバイザーを派遣(H23～R1年度:9回) ○公共事業等における景観配慮のための研修に景観アドバイザーを派遣(H26～R2年度:7回)	【R3年度以降の取組】 ○県が行う公共事業等景観検討システムの試行事業に対して、景観アドバイザーを派遣 ○公共事業等における景観配慮のための研修に景観アドバイザーを派遣	景観アドバイザーの派遣 9千円
(3)景観づくりに向けた市町支援 全県的な景観づくりを展開するため、良好な景観づくりに関する取組事例や取組内容をわかりやすく市町に紹介するなど、市町の景観行政の取組あるいは円滑な景観行政団体への移行に向け、研修会の開催や専門家の派遣等を行います。			
1-(3)	【取組の概要】 ○県及び市町職員を対象に、景観づくりの意義や具体的な景観づくりの手法をテーマに講習会(セミナー)を実施し、景観づくりに関する意識の高揚と景観形成ノウハウの修得を図ります。 ○市町と地域住民が景観について主体的に検討する「景観交流会」の開催を支援します。		県土整備部 都市政策課
	【R2年度までの取組】 ○行政職員を対象とした講習会に景観アドバイザーを派遣(H17～R1年度:11回) ○市町と地域住民が地域の景観を主体的に検討する景観交流会に景観アドバイザーを派遣(H17～29年度:25回) ○市町が行う景観計画策定委員会への職員の出席(松阪市、桑名市、鈴鹿市、津市、志摩市、鳥羽市) ○「市町景観計画策定マニュアル」の策定(H27年度、H29年度改訂) ○県及び市町職員向けに研修「景観計画の実践」を開催(H29年度) ○伊勢志摩地域における景観計画策定に向けた実務者勉強会の開催(H29年度) ○景観行政団体への移行に向けた市町訪問	【R3年度以降の取組】 ○景観アドバイザーを派遣(伊賀市、名張市、鳥羽市へ派遣予定) ○景観行政団体への移行に向けた市町訪問	景観アドバイザーの派遣 149千円

景観計画における記述			
番号	取組の概要		担当部・課
	R2年度までの取組	R3年度以降の取組	R3年度予算
(4)地域の良好な景観づくりの実施 地域住民や市町が主体的に、また、具体的に良好な景観づくりを実施している地域において、県が管理する施設がある場合、より良好な景観づくりを実現するため、県は検討する場に参加します。			
1-(4)-①	【取組の概要】 ○景観まちづくりプロジェクト事業(H19～) 地域の創意工夫やニーズを反映した住民満足度の高い社会資本整備の実現を目指すため、良好な景観や歴史的なまち並みなどの地域資源に配慮した県有施設の修景整備を、地域住民と市町連携との協働により実施し、まちの良好な景観形成を推進します。また、以前修景整備を行い経年劣化した箇所の維持修繕を行います。		県土整備部 都市政策課
	【R2年度までの取組】 ○伊勢志摩快適空間創造事業(H12～17年度) 5つの地区で地域住民が中心となった検討部会において、空間快適性向上整備計画を策定し、地域住民と行政との協働により計画の実現を図り、地域にふさわしい景観やまち並みに代表されるアメニティ、雰囲気といった空間快適性を向上させる取組を行いました。 ○松阪・東紀州地域交流空間創造事業(H15～18年度) 7つの地区で地域住民が主体となった検討部会において、ソフト・ハード両面による交流空間整備計画を策定するとともに、地域住民と行政の協働により計画の実現を図り、個性豊かで魅力あるまちづくりに取り組みました。 ○景観まちづくりプロジェクト事業(H19年度～) 8地区で、地域住民が主体となって作成した地域資源を生かしたまちづくり計画に基づき、地域と行政がそれぞれの役割分担のもと、景観に配慮したまちづくりに取り組みました。 (主)松阪久居線(本町通り)の舗装修繕 (H28年度) ○伊勢志摩サミットに向けた取組(H27年度) (主)伊勢市停車場線の維持修繕 鳥羽マリンタウン周辺の維持修繕	【R3年度以降の取組】 ○景観まちづくりプロジェクト事業 自然や歴史・文化の豊かな地域において、地域資源を生かしたまちづくりに取り組むとともに、県有施設の修景整備を実施します。 (事業休止中)	—
1-(4)-②	【取組の概要】 ○アクセス道路景観整備事業(H19～22年度) 伊勢自動車道伊勢西インターチェンジから伊勢神宮(外宮、内宮)にアクセスする県道伊勢磯部線において、地域の方々や伊勢市と検討を行い、歩道舗装や防護柵を景観に配慮するものに更新するなどの修景化を図ります。		県土整備部 道路管理課
	【R2年度までの取組】 ○H19年度は、地元関係者等と修景化に向けた調整を行い、設計を完了し、H20年度は、主に防護柵、道路照明灯を景観に配慮したものに更新しました。 ○H21年度は、外宮～内宮間の距離標識の整備や歩道の着色舗装と防草対策を推進しました。H21年度までに防護柵、道路照明灯、距離標識等の修景化を終え、H22年度は、歩道の着色舗装、防草対策など残る総ての対策を実施しました。 ○事業完了(H22年度)	【R3年度以降の取組】 —	—

景観計画における記述			
番号	取組の概要		担当部・課
	R2年度までの取組	R3年度以降の取組	R3年度予算
1-(4)-③	【取組の概要】 ○日本風景街道景観形成事業(H19～20) 美しい街道空間づくりを地域の活動団体や市町等と連携して行う「日本風景街道」の取組を推進するため、その地域にふさわしい道路施設の修景化等を進めます。 (日本風景街道・伊勢熊野道のうち東紀州) ○熊野古道道路景観整備事業(H23～H27) 世界遺産に登録されている熊野川左岸にある県道小船紀宝線は、地域と調和した景観とすることが特に必要な地域として、修景化を進めます。		県土整備部 道路管理課 県土整備部 都市政策課
	【R2年度までの取組】 ○H19年度は、尾鷲市内の県道中井浦九鬼線において、景観に配慮した防護柵の設置や歩道・路肩の修景化を実施 ○H20年度は、和歌山県境にある熊野川に隣接する県道小船紀宝線において、景観に配慮した防護柵の設置について、地域との調整を図り、修景化を実施 (日本風景街道景観形成事業については、事業完了(H20)) (H23～27年度は、熊野古道道路景観整備事業において実施) ○H28年度は、景観まちづくりプロジェクト事業において、県道小船紀宝線の修景化を実施	【R3年度以降の取組】 ○景観まちづくりプロジェクト事業において、県道小船紀宝線の修景化を実施 (事業休止中)	—
1-(4)-④	【取組の概要】 ○重なる曲線の美しい棚田など、自然地形と地場産材を活かして先人たちが営々と時間をかけて築き上げてきた「農村の原風景」を保存していくため、地域の住民活動を支援します。		農林水産部 農山漁村づくり課
	【R2年度までの取組】 ○「ふるさと水と土農村環境創造事業」の実施(平成6年度～) 美しい農村景観に加え、あらたな農村環境を創造するための地域住民活動を支援(R2年度:多気郡明和町祓川沿岸地域3期、松阪市飯南町粥見地域にて実施)	【R3年度以降の取組】 ○引き続き、「ふるさと水と農村環境創造事業」を実施し、地域住民活動を支援	650千円
(5)広域景観づくりの支援 県内には、山並み、河川、海岸線、道路、田園などの複数の行政区域にわたる広域的な景観があります。 このため、これらの良好な景観づくりにあたっては、多様な主体とともに、広域的な景観づくりについて検討を行い、適切な役割分担のもと取り組みます。			
1-(5)-①	【取組の概要】 ○複数の市町にまたがる広域的な景観に関しては、広域的な行政主体である県がその良好な景観の形成を市町や関係団体と連携して取り組むこととしています。		県土整備部 都市政策課
	【R2年度までの取組】 ○景観行政団体等連携担当者会議(景観行政団体となった市町及び景観行政団体になるために準備を進めている市町により構成)を開催:年1～2回 ○三重県市町景観形成連絡会議(29市町対象)を開催:年1回 ○H23年度は、世界遺産「熊野川」の周辺地域における景観づくりについて、和歌山県と情報交換を実施 ○H25～H27年度に、熊野川流域景観保全検討会議(4回)、熊野川流域景観協議会(7回)、熊野川流域景観計画に関する住民説明会(2回)、熊野川流域景観計画に関する現地相談窓口の開設(11回)を実施	【R3年度以降の取組】 ○景観行政団体等連携担当者会議の開催(R4年1月26日開催) ○三重県景観形成市町連絡会議(29市町対象)の開催(R3年5月24日開催)	—

景観計画における記述			
番号	取組の概要		担当部・課
	R2年度までの取組	R3年度以降の取組	R3年度予算
1-(5)-②	【取組の概要】 ○熊野古道に関するさまざまな活動を行っている関係者等が意見交換や調整を行うための会議を開催し、これからの熊野古道の保全と活用について検討を行います。		地域連携部 東紀州振興課
	【R2年度までの取組】 ○熊野古道協働会議を開催(H15年度から計17回実施)	【R3年度以降の取組】 ○熊野古道協働会議を開催(第1回:令和3年10月29日、第2回:令和4年3月頃予定) ※R3年度は熊野古道の保全と活用のための活動指針「熊野古道アクションプログラム3」の中間見直しを行うため、熊野古道アクションプログラム3見直しにかかる検討会議を開催(第1回:令和3年11月5日、第2回:令和3年12月9日、第3回:令和4年2月11日予定)	会議関連経費 176千円
(6)眺望景観の保全と視点場づくり 山地・山脈や森林、棚田、丘陵地、海・海岸、河川、道路や街道など、四季折々の美しい眺めが楽しめる場所が数多くあることは、観光立県三重の大きな魅力となっています。 このため、県では将来に向けて良好な眺望景観を保全していくため、県民等の参加、市町との連携のもと、本県の誇れる視点場を選定し、広く県民等に情報発信するなど、眺望景観の保全や創出につながるよう取り組みます。			
1-(6)	【取組の概要】 ○良好な景観を眺めることのできる視点場を選定し、県民に情報発信することで、良好な景観に関する意識の高揚を図り、全県的な景観づくりへとつなげていきます。		県土整備部 都市政策課
	【R2年度までの取組】 ○視点場の調査、選定を三重大学との共同研究により実施 (H22年度:鳥羽市、志摩市、南伊勢町) (H24年度:紀北町、尾鷲市) (H25年度:熊野市、御浜町、紀宝町) ※なお、H22年度は、具体的な届出対象行為や景観形成基準についても検討 ○地域の「主要な視点場」について、HPによる情報提供を実施 ○視点場の有効活用に向けた調査事業の実施(H27、28年度) (三重大学との共同研究で選定した東紀州地域及び伊勢志摩地域の「誇れる視点場」のうち、県管理施設等について現況を把握し、今後の整備の必要性について検討) ○東紀州地域の視点場をホームページで公表。(R1年度)	【R3年度以降の取組】 ○地域の「主要な視点場」について、HPによる情報提供を実施	—

景観計画における記述			
番号	取組の概要		担当部・課
	R2年度までの取組	R3年度以降の取組	R3年度予算
2 良好な景観づくりのための制度や手法の活用 良好な景観づくりに向けては、景観法に基づく制度や手法を活用するとともに、都市計画法、建築基準法、自然公園法、文化財保護法その他関係法令に基づく規制誘導方策、また、良好な景観づくりにつながる生活環境の向上のための取組を総合的に検討し、施策を推進します。			
(1)景観法による規制誘導方策			
①行為の制限に関する事項(景観法第8条第2項第2号) 建築物の建築等の景観に影響を与えることが予想される行為に関し、景観づくりのために守るべき形態意匠等の基準(景観形成基準)を示します。特に大規模な行為については、届出を義務付けることにより、景観に配慮した行為となるようにします。			
2-(1)-①	【取組の概要】 ○一定の規模を超える大規模な行為に関して、届出を義務付け、景観形成基準に適合するよう助言等を行います。		国土整備部 都市政策課
	【R2年度までの取組】 ○届出制度の運用前の周知として、県民を対象に7回、事業者を対象に18回の説明会を実施(H18-19年度) ○届出制度の円滑な運用を図るため「届出の手引き」、「行為の制限に関する基準解説書」、「三重県景観形成ガイドライン」及び「携帯電話基地局の設置に関する景観形成ガイドライン」を作成(H19-21年度) ○景観形成において色彩は重要な構成要素であることから、専門的知識を有する色彩指導者を養成(H19-22年度、25年度) ○熊野川流域景観計画に基づく行為の「届出の手引き」を策定(H26年度) ○三重県景観計画等における「届出対象行為」に太陽光発電施設を追加し、「太陽光発電施設の設置に係る景観形成ガイドライン」を作成(H28年度)	【R3年度以降の取組】 ○届出・通知制度を運用します。 ○各種説明会において、届出制度の周知を図ります。 ○各市町の建築確認等窓口、民間の確認検査機関にチラシを配布し、周知を依頼します。	-
②屋外広告物に関する事項(景観法第8条第2項第4号イ関係) 屋外広告物は、地域の景観に影響を与える重要な要素といえます。このため、三重県屋外広告物条例に基づき、屋外広告物の設置等の規制を地域の良好な景観の形成に即したものとし、屋外広告物沿道景観地区制度(県屋外広告物条例第8条第1項)を活用し、良好な景観の維持及び形成を図るとともに、違反屋外広告物の是正を進めます。			
2-(1)-②	【取組の概要】 ○三重県屋外広告物条例の規定に基づいた適正な屋外広告物が掲出されるように、取り組みます。 ○違反屋外広告物の是正に取り組みます。		国土整備部 都市政策課
	【R2年度までの取組】 ○特に良好な景観の形成を積極的に推進するために、屋外広告物沿道景観地区を8地区(長島、伊勢志摩、伊勢志摩B、伊勢志摩C、奥伊勢、紀北、紀南、国道311号)指定しました。 ○違反屋外広告物の是正に取り組みました。 ○三重県屋外広告物条例の周知に取り組みました。 ○違反屋外広告業者の行政処分基準を策定しました。 ○安全対策の充実にかかる条例改正を行いました。(H29年度)	【R3年度以降の取組】 ○三重県屋外広告物条例の周知に取り組みます。 ○違反屋外広告物の是正に取り組みます。	-

景観計画における記述			
番号	取組の概要		担当部・課
	R2年度までの取組	R3年度以降の取組	R3年度予算
③景観重要公共施設に関する事項(景観法第8条第2項第4号ロ、ハ関係、第47条ほか) 道路、河川、港湾などの公共施設は、地域の景観づくりにおける重要な要素のひとつであることから、特にその周辺の土地利用と一体的に良好な景観づくりに取り組む必要がある場合に、景観重要公共施設に位置づけ、公共施設の整備に関する事項や占用等の許可の基準を定めます。			
2-(1)-③	【取組の概要】 ○道路、河川、都市公園等の公共施設は、建築物、工作物、屋外広告物、農地、森林等とともに、地域の景観を構成する重要な要素のひとつです。こうした公共施設とその周辺の建築物等が一体となった良好な景観形成を進めることが必要となった場合に景観計画に「整備に関する事項」「占用等の許可の基準」を定めることとします。		県土整備部 都市政策課
	【R2年度までの取組】 -	【R3年度以降の取組】 ○現在のところ、三重県景観計画による指定の予定はありませんが、今後必要に応じて検討します。	-
④景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項(景観法第8条第2項第4号ニ関係、第55条ほか) 市町や地域住民等が農業振興地域の景観に関する価値認識の向上を図るとともに、市町における景観農業振興地域整備計画の策定や景観整備に向けた実践を支援します。また、途絶えつつある景観を構成してきた技術の継承に取り組めます。			
2-(1)-④	【取組の概要】 ○景観農業振興地域整備計画とは、市町が、景観計画区域のうち農業振興地域内にあるものについて、農業振興地域整備計画を達成するとともに、景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するため、その地域の特性にふさわしい農用地及び農業用施設等の整備を一体的に推進する必要があると認める場合に策定する計画のことで、農業を将来的に継続することで地域を守り、景観も守るという考えの計画です。計画を策定できる地域は、特別な景観要素がなくても、地域にとって大切な景観であり、営農が継続されることで保たれる景観の地域であれば対象となります。		農林水産部 農業基盤整備課 農山漁村づくり課
	【R2年度までの取組】 ○県内の市町に対して、景観農業振興地域整備計画の説明を行いました。	【R3年度以降の取組】 ○景観農業振興地域整備計画の策定を予定する市町がある場合には、必要に応じて計画策定の支援を行います。	-
⑤自然公園区域に関する事項(景観法第8条第2項第4号ホ関係、第60条) 県内の優れた自然の風景を保護し、次の世代へ引き継いでいくために、自然公園(国立公園・国定公園・県立自然公園)区域内においては、工作物の新築・改築や土石の採取などの土地の形状変更、広告物の設置や表示などの景観に負荷のかかる行為について、自然公園法及び県立自然公園条例に示す基準を遵守することとし、県民等及び関係行政機関がそれぞれの役割を分担し、自然公園区域内の景観づくりに貢献するよう努めます。			
2-(1)-⑤	【取組の概要】 ○自然公園法、三重県立自然公園条例に基づく許可を要する行為や届出を要する行為等については、基準を遵守することといたうえて、許可等の処分を行うこととしています。 ○自然の風景地を保護し、その利用の適正化などについて、利用者等の指導を行い、自然公園内の景観づくりに貢献するよう、環境省は自然公園指導員を、三重県は三重県自然環境保全指導員を設置します。		農林水産部 みどり共生推進課
	【R2年度までの取組】 ○自然公園法や三重県立自然公園条例に基づく許可等の処分 ○自然公園指導員の設置(36名) ○三重県自然環境保全指導員の設置(50名) ○「伊勢志摩国立公園ステップアッププログラム2020」改訂	【R3年度以降の取組】 ○自然公園法や三重県立自然公園条例に基づく許可等の処分 ○自然公園指導員の設置(36名) ○三重県自然環境保全指導員の設置(51名) ○「伊勢志摩国立公園ステップアッププログラム2025」実施	-

景観計画における記述			
番号	取組の概要		担当部・課
	R2年度までの取組	R3年度以降の取組	R3年度予算
⑥景観協議会(景観法第15条) 広域的な景観づくりの視点にたち、山地・山脈や海・海岸などの美しい自然的景観等の保全に取り組む場合は、県民等や関係行政機関で組織する景観協議会制度の活用を図ります。			
2-(1)-⑥	【取組の概要】 ○景観計画区域内において、景観行政団体、景観重要公共施設の管理者、景観整備機構、商工関係団体、電気通信事業者等の公益事業者、住民等の関係者が良好な景観の形成を図るための協議を行うため、必要に応じて組織をつくり検討します。		県土整備部 都市政策課
	【R2年度までの取組】 -	【R3年度以降の取組】 ○現在のところ、法定の景観協議会を活用する予定はありませんが、今後必要に応じて検討します。	-
⑦景観整備機構(景観法第92条ほか) 良好な景観づくり活動を主体的に展開しているNPO等の団体を把握し、景観整備機構として位置付けるなど、制度の活用を図ります。			
2-(1)-⑦	【取組の概要】 ○景観整備機構は、景観法に位置づけられた制度で、民間団体や住民による自発的な景観の保全・整備の一層の推進を図る観点から、一定の景観の保全・整備能力を有する一般社団法人等又はNPOについて、景観行政団体がこれを指定し、良好な景観の形成を担う主体として位置付ける制度であり、民間活力を活用した良好な景観の形成の推進を図ることを目的としているため、制度の活用を図ります。		県土整備部 都市政策課
	【R2年度までの取組】 ○三重県景観整備機構の指定に関する手続を定め、HPにて公表(H20年度) ○社団法人三重県建築士会を景観整備機構に指定(H21.4.24) ○景観シンポジウムにおいて、社団法人三重県建築士会の景観に関する活動報告を実施(H22、23年度) ○三重県景観まちづくり会議を実施(H21年度から計9回実施) (各地域でのワークショップなど) ○県と景観整備機構が相互に情報を交換し連携を深めるため景観整備機構連絡調整会議を実施(H26、H27年度)	【R3年度以降の取組】 ○良好な景観形成の推進を図る有効な手段であることから、今後もこの制度を活用していくとともに、指定した団体との連携についても検討していきます。 ○景観まちづくり会議の開催(11月27日鈴鹿市にて開催)	-
⑧景観協定(景観法第81条、ほか) 住民自らの合意に基づき、建築物等の形態・意匠や緑化など、景観に関する様々な事項を定めることにより、地域の景観づくりに資することが可能な制度であることから、制度の活用を図ります。			
2-(1)-⑧	【取組の概要】 ○景観協定は、景観法に位置づけられた制度で、景観計画区域内の一団の土地について、良好な景観の形成を図るため、土地所有者等の全員の合意により、当該土地の区域における良好な景観の形成に関する事項を協定する制度です。住民が自らの手で、地域のより良い景観の維持・増進を図るために、自主的な規制を行うことができます。景観行政団体の長の認可を必要とします。		県土整備部 都市政策課
	【R2年度までの取組】 -	【R3年度以降の取組】 ○現在のところ相談等はありませんが、地域のより良い景観の維持・増進を図るために有意義な制度であることから、普及・啓発を進めていきます。	-

景観計画における記述			
番号	取組の概要		担当部・課
	R2年度までの取組	R3年度以降の取組	R3年度予算
(2)都市計画法による規制誘導方策			
市街地の良好な景観を形成するための景観地区、都市内の樹林地等の良好な自然的景観を保全するための風致地区、建築物の高さの制限を行うための高度地区等の地域地区や、景観等についてきめ細かなまちづくりのルールを定める地区計画等の制度を市町が活用できるよう支援します。			
2-(2)	【取組の概要】 ○良好な景観づくりのため、市町が都市計画法に基づく地域地区や地区計画の制度を活用する際に、市町に対して適切な支援を行います。		県土整備部 都市政策課
	【R2年度までの取組】 ○県内においては、4市1町(四日市市、津市、伊勢市、鳥羽市、多気町)で風致地区、2市(伊勢市、名張市)で高度地区、1市(伊勢市)で景観地区が地域地区として指定されました。また、8市3町(桑名市、四日市市、鈴鹿市、津市、松阪市、鳥羽市、伊賀市、名張市、菟野町、朝日町、多気町)で景観保全等に関する地区計画が策定されました。 ※令和3年3月31日現在	【R3年度以降の取組】 ○市町の動きにあわせ、適切な支援を行います。	—
(3)建築基準法による規制誘導方策			
住民自らの合意に基づき、建築物の形態、意匠等に関する様々な事項を定めることができる建築協定は、地域の景観づくりに資することが可能な制度であることから、制度の周知を進めます。			
2-(3)	【取組の概要】 ○建築協定は、建築基準法に基づくもので、建築基準法で定められた基準に上乗せする形で地域の特性等に基づく一定の制限を地域住民等が自ら設けることができる制度です。そして、それをお互いが守っていくことによって、将来にわたって地域の住環境を保全し、魅力ある個性的なまちづくりを進めるための制度です。当該制度が有効に活用されるよう市町や県民に広く周知します。		県土整備部 建築開発課
	【R2年度までの取組】 ○市町担当者から相談等があった際には助言を行うなど、的確に対応しました。 ○三重県のホームページ「e-すまい三重」で建築協定の概要等を県民に周知しました。	【R3年度以降の取組】 ○建築基準法に基づく建築協定を締結するためには、市町において建築協定条例を定める必要があることから、市町担当者から相談等があった場合においては、助言を行うなどの確に対応します。 ○三重県のホームページ「e-すまい三重」の建築行政のページで、建築協定の概要等を広く県民に周知していきます。	—

景観計画における記述			
番号	取組の概要		担当部・課
	R2年度までの取組	R3年度以降の取組	R3年度予算
(4)文化財保護法による規制誘導方策 地域の資産である文化的景観の保護・形成及び重要文化的景観としての選定をめざす市町取組については、市町及び県の関係行政機関が連携し、支援します。 また、地域の景観の構成要素となっている文化財等を保護するため、文化財の指定等を行うなど制度の活用を図るとともに、文化財を地域の資産として活かす地域の取組を支援します。			
2-(4)	【取組の概要】 ○県内の重要な文化財を調査研究し、国・県の指定文化財等に指定することにより保存・継承をはかります。 ○地域に継承されてきた貴重な文化財の保存と活用を通じて、文化財愛護意識の高揚と地域の活性化及び地域の人々の主体的な活動を促進します。 ○世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」が適切に保存管理されるよう、和歌山県、奈良県および関係市町と連携して取り組むとともに、学校教育や生涯学習の場で学べる環境の整備をはかります。		教育委員会 社会教育・文化財保護課
	【R2年度までの取組】 ○県内の重要な文化財を調査研究し、価値があるものについて、国・県指定や国登録文化財等となるよう取組を進めました。 ○地域の貴重な文化財の修復と一体となった活用により、魅力的な地域づくりをめざした自主的な地域活動を支援する「活かそう美し国の文化財事業」をH21年度から実施し、H24年度から「活かそう守ろう“みえ”の文化財事業」として実施しました。H28年度からは、所有者等が行う、文化財の修復と一体となった活用ソフト・防災ソフト事業に対し支援を行う「地域文化財総合活性化事業」として実施しました。 ○セミナー「熊野古道と文化的景観」(H20～25年度)、「にほんばし世界遺産ゼミナール」(H26年度)、「世界遺産～熊野参詣道伊勢路～ その価値と魅力」(H27年度)、「紀伊山地の霊場と参詣道—その文化的景観の価値と保全のあり方—」(H28年度)、世界遺産講演会「過去と未来をつなぐ道～熊野街道と近代化遺産～」(平成29年度)、「世界遺産の全容をひもとく～七里御浜はいかにして巡礼道になったのか～」(平成30年度)、「日本の巡礼～熊野参詣と四国遍路～」(令和元年度)を開催しました。	【R3年度以降の取組】 ○県内の重要な文化財を調査研究し、価値があるものについて、国・県指定や国登録文化財等となるよう取組を進めます。 ○「地域文化財総合活性化事業」として、所有者等が行う文化財の修復や整備に対し支援を行うとともに、その活用を推進します。 ○文化的な景観が特筆される熊野参詣道について、文化財に関する認識を深めるための研修会の開催や講演会に代わる動画コンテンツをSNS等で発信します。	地域文化財総合活性化事業 90,000千円 世界遺産熊野参詣道・無形文化遺産保存管理推進費 550千円
(5)生活環境の向上方策による取組			
①都市の緑の保全・創出 都市における緑地の保全及び緑化等を一層推進し、良好な都市環境の形成を図るため、都市緑地法に基づく「緑の基本計画(緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画)」を策定するなどの市町の取組を支援するとともに、都市公園の整備を推進します。			
2-(5)-①	【取組の概要】 ○市町における「緑の基本計画」策定の取組を支援するとともに、県内の都市公園の整備を推進します。		県土整備部 都市政策課
	【R2年度までの取組】 ○「緑の基本計画」を策定する市町へ協議等の支援を行いました。 ○平成23年7月には、市町が「緑の基本計画」を策定するにあたって指針となる「三重県広域緑地計画」(平成10年3月)の改定を行いました。 ○都市公園の整備面積は1698ha(国・県・市町) ※1698haは、平成30年度末の実績値。	【R3年度以降の取組】 ○市町の「緑の基本計画」策定にかかる取組を支援します。 ○県が管理する都市公園(北勢中央公園等)の整備や施設更新を推進します。 (県が管理する都市公園は、北勢中央公園、熊野灘臨海公園、鈴鹿青少年の森、亀山サンシャインパーク、大仏山公園、JAグリーン公園(県庁前公園)、五十鈴公園の7公園です。)	公園整備費(県管理のみ)620,039千円

景観計画における記述			
番号	取組の概要		担当部・課
	R2年度までの取組	R3年度以降の取組	R3年度予算
②無電柱化の推進 「無電柱化推進計画」に位置づけられた箇所について、電線、電柱類の地中化等の整備を地域住民や電線管理者等と協働して進めます。			
2-(5)-②	【取組の概要】 ○電線類の地中化は、電線類や電話線、CATV等の架空線となっている電線類を地中化し、良好な都市景観の形成、歴史的なまち並みの保全、路上工事の削減による渋滞の減少、歩行空間のバリアフリー化に加え、防災対策(緊急輸送道路・避難路の確保)という観点から効果があります。		国土整備部 道路企画課 都市政策課
	【R2年度までの取組】 ○無電柱化事業は、昭和61年度から始まり、平成30年度まで、県内で約80km(国道・県道・市町道等)の事業が計画・実施されてきました。 ○令和元年度は、県事業では、鳥羽松阪線他2路線を施行し、県事業以外では国道1号他4路線で事業を促進しました。 ○無電柱化法第8条の規定に基づき「三重県無電柱化推進計画」を令和元年11月に策定しました。 ○道路管理者・電線管理者等が連携し無電柱化の計画的かつ円滑な事業推進を図るため、三重県無電柱化推進協議会を開催しました。(毎年1回程度開催)	【R3年度以降の取組】 ○令和3年度の県事業としては、鳥羽松阪線(伊勢市)、伊勢南島線(伊勢市)、(都)尾鷲港新田線(尾鷲市)で地中化を進めます。 ○無電柱化法第8条の規定に基づき新たな「三重県無電柱化推進計画」を令和3年度に策定します。 ○三重県無電柱化推進計画に基づき、三重県無電柱化推進協議会において無電柱化事業の適切な進捗管理を行います。	583,000千円 (内補助金320,650千円)
③放置ごみの防止 ごみの散乱防止等の環境の美化に関する施策については、関係機関と連携し推進するとともに、県民等が、公共の場所においてはごみを持ち帰るなど環境美化に配慮した行動をとるよう啓発等に取り組みます。また、河川、海岸等に放置されている自動車については、関係機関と連携し、撤去を進めます。			
2-(5)-③ ア	【取組の概要】 ○「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」 伊勢湾流域圏の森林、河川、海岸、地域等でボランティアの皆さん、企業、市町村等の参加により行われている様々な清掃作業について、実施主体・内容・場所等の情報を収集・整理のうえ、パンフレットやHP等を通じて、広く情報提供を行います。それにより、多くの皆さんに清掃活動に参加いただくとともに、それぞれの活動が伊勢湾再生に向け、森から川、海へのつながりを意識し、互いの連携した活動となることを目的としています。		環境生活部 大気・水環境課
	【R2年度までの取組】 ○東海三県一市の各地において清掃活動が行われ、R2年度は、三重県内で58団体、延べ23,699名の方が参加されました。	【R3年度以降の取組】 ○引き続き、「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」による清掃活動の実施、周知を行います。 ○岐阜県の清流の国ぎふづくり協力事業に登録する等、東海三県一市の連携した取組を行います。	—
2-(5)-③ イ	【取組の概要】 ○三重県では、「住民参加型の維持管理」を推進しており、平成7年度からボランティア活動の拡大及び道路愛護意識の高揚を図るため、地域住民により構成された団体が道路において自主的に行う草刈、清掃活動に対する物品助成を行うと共に、平成11年度から年間を通じて草刈清掃活動を行う道路愛護団体等を登録し、活動に必要な物品等を提供しています。また、平成12年度から県と地域住民との協働による公共土木施設の維持管理の推進、維持管理費の低減化のため、自治会等の地元団体を相手先として道路等の草刈業務を委託しています。		国土整備部 道路管理課 河川課 港湾・海岸課 都市政策課
	【R2年度までの取組】 ○希望する団体に物品助成やボランティア活動中の事故に備えて保険加入を行うとともに、自治会等を相手方として道路等の草刈業務を委託しました。	【R3年度以降の取組】 ○地域住民やボランティア団体等が参加しやすい環境づくりを推進し、刈草処分については市町に協力を求めています。 ○ラジオなどの三重県広報を活用して制度の周知を行うとともに、ホームページへの掲載や市民活動センター等へのチラシの配置により広報活動を進めていきます。	公共土木施設維持管理費の範囲内で対応

景観計画における記述			
番号	取組の概要		担当部・課
	R2年度までの取組	R3年度以降の取組	R3年度予算
2-(5)-③ ウ	<p>【取組の概要】</p> <p>○道路、河川敷等の県有地・県管理地における放置自動車については、従来から管理者が独自に撤去を行ってきましたが、所有者不明の場合が多い等の理由により取扱に苦慮し、撤去が進まない状況にありました。このため、県では平成13年に「三重県生活環境の保全に関する条例」を策定し、放置自動車の撤去に至る判断基準や手続規定を設け、放置自動車の迅速な撤去を進めています。</p>		環境生活部 廃棄物対策局 廃棄物・リサイクル課
	<p>【R2年度までの取組】</p> <p>○条例に基づく放置自動車の撤去が進むとともに、新規確認台数も低い水準で推移しており、令和3年4月1日現在で県有地・県管理地における放置自動車の残存台数は15台となっています。</p> <p>○撤去実績(所有者等による自主撤去を含む)(年度別)</p> <p>・H14(141台)、H15(187台)、H16(171台)、H17(288台)、H18(131台)、H19(100台)、H20(54台)、H21(29台)、H22(23台)、H23年度(37台)、H24年度(21台)、H25年度(17台)、H26年度(6台)、H27年度(14台)、H28年度(7台)、H29年度(10台)、H30年度(10台)、R1年度(34台)、R2年度(19台):総計1,299台</p> <p>○市町条例制定施行市町:16市町(R3.4.1現在)</p>	<p>【R3年度以降の取組】</p> <p>○引き続き県土整備部等と連携し、放置自動車の調査を進め所有者の判明した車両については、自主撤去を求めるとともに、所有者不明の車両については、廃物認定委員会(自動車の構造等に係る専門家等7名に委嘱)を活用しながら、条例に基づき放置自動車の撤去を進めます。</p> <p>○放置させない環境づくりを推進します(市町条例制定による撤去推進への働きかけ等)。</p>	放置自動車撤去促進事業費 297千円
2-(5)-③ エ	<p>【取組の概要】</p> <p>○国の「地域環境保全対策費補助金(海岸漂着物等地域対策推進事業)」を活用し、海岸漂着物処理推進法の規定に基づき策定した「三重県海岸漂着物対策推進計画」による海岸漂着物の発生抑制及び回収・処理の取組を実施し、海岸における良好な景観を守る海岸漂着物対策を実施します。</p>		環境生活部 大気・水環境課
	<p>【R2年度までの取組】</p> <p>○県海岸管理局及び市町によりR2年度は969トン(繰越事業分を含む)の海岸漂着物の回収・処理を行いました。</p> <p>○海岸漂着物の発生抑制対策を推進するため、三重県、愛知県及び岐阜県にお住まいの方に広く海岸漂着物問題を啓発することを目的とした30秒のPR映像を制作し、東海三県の映画館での上映、インターネット動画サイトによる配信のほか、テレビやラジオのスポットCM放送、SNSを活用した情報発信を行いました。</p>	<p>【R3年度以降の取組】</p> <p>○引き続き「三重県海岸漂着物対策推進計画」に基づき、海岸漂着物の回収・処理及び発生抑制対策を進めます。</p> <p>○伊勢湾総合対策協議会・海岸漂着物対策検討会(三重県・岐阜県・愛知県・名古屋市)と連携して、伊勢湾流域圏全体での海岸漂着物発生抑制に向けた普及啓発取組を実施します。</p>	伊勢湾行動計画 推進事業費 76,535千円
<p>④空家等対策の推進</p> <p>適切な管理が行われていない空家等が地域の景観を著しく損なうことのないよう、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく空家等に関する対策を推進する市町の取組を支援します。</p>			
2-(5)-④	<p>【取組の概要】</p> <p>○空き家対策特別措置法が施行されたため、市町への情報提供等に努めるとともに、市町による主体的な取組を支援します。</p>		県土整備部 都市政策課 住宅政策課
	<p>【R2年度までの取組】</p> <p>○高齢化や過疎化等により廃屋の増加が想定されるなか、安全、景観、衛生、防犯等の面で多くの課題を有しているため、県と市町が合同で、広く廃屋問題全般に関する勉強会を開催し、基礎的な検討を行いました。</p> <p>・廃屋に関する研究会の開催(H23年度:1回、H24年度:4回、H25年度:2回)</p> <p>先進的な取組を行っている自治体(足立区、所沢市、大仙市)の取組発表</p> <p>○「空き家等対策推進のための市町連絡会議」の開催(H27年度～:年2回程度、R2年度:4回)</p> <p>令和2年度から、特定のテーマについて検討する部会のほか、当県の東紀州地域と和歌山県の紀南地域の市町村で地域部会を設け、情報交換を行いました。</p> <p>○空き家利活用等を目的とした市町やまちづくり団体向け研修会の開催(R1、R2:各年5回)</p> <p>○空き家の除却に係る略式代執行、活用に係る補助を実施する市町に対して県も支援します。(三重県空き家対策支援事業 R2創設)</p>	<p>【R3年度以降の取組】</p> <p>○引き続き、部会を含めた空き家等対策推進のための市町連絡会議や研修会を開催するほか三重県空き家対策支援事業で、市町に対して財政支援を行います。</p>	三重県空き家対策支援事業 4,750千円

景観計画における記述			
番号	取組の概要		担当部・課
	R2年度までの取組	R3年度以降の取組	R3年度予算
⑤水質の改善 河川や海岸の景観には、美しい水が欠かせません。公共水域の水質改善のため、汚濁負荷量のいっそうの削減が必要となっています。このため、「三重県生活排水処理施設整備計画」に基づき、下水道、集落排水施設、浄化槽等の生活排水処理施設の整備促進を図り、水質の改善に取り組みます。			
2-(5)-⑤ ア	【取組の概要】 ○下水道と同等の処理能力を有する浄化槽や高度処理型浄化槽について、設置者に補助を行う市町及び公営事業として高度処理型浄化槽を設置し維持管理を行う市町に対し助成し、生活排水処理施設の整備率の向上を図り、水質改善に取り組みます。		環境生活部 大気・水環境課
	【R2年度までの取組】 ○生活排水処理施設の整備として、浄化槽設置促進事業及び浄化槽市町整備促進事業にて、令和2年度に569基の浄化槽が設置されました。	【R3年度以降の取組】 ○引き続き、浄化槽設置促進事業及び公共浄化槽等整備促進事業において、浄化槽の設置を実施します。(R3年度予定基数803基)	118,814千円
2-(5)-⑤ イ	【取組の概要】 ○「三重県生活排水処理施設整備計画」に基づき、下水道の整備推進に努めます。 北勢沿岸流域下水道(北部処理区、南部処理区) 中勢沿岸流域下水道(志登茂川処理区、雲出川左岸処理区、松阪処理区) 宮川流域下水道(宮川処理区)		県土整備部 下水道事業課
	【R2年度までの取組】 ○市町と連携し、下水道の整備推進に努めた結果、下水道普及率は令和2年度末で57.8%となりました。	【R3年度以降の取組】 ○引き続き、下水道の整備推進に努めます。	6,178,922千円 (県事業のみ)
2-(5)-⑤ ウ	【取組の概要】 ○下水道と同等の処理能力を有する集落排水処理施設を整備する市町に対し助成し、生活排水処理施設の整備率の向上を図り、水質改善に取り組みます。		農林水産部 農山漁村づくり課
	【R2年度までの取組】 ○市町と連携し、集落排水処理施設の整備促進に努めた結果、集落排水処理施設における整備率は、令和2年度末現在で100%となりました。	【R3年度以降の取組】 ○老朽化した集落排水処理施設の長寿命化を図るため、施設の改築・更新整備に取り組みます。	137,763千円 (国からの間接補助含む)

景観計画における記述			
番号	取組の概要		担当部・課
	R2年度までの取組	R3年度以降の取組	R3年度予算
2-(5)-⑤ エ	<p>【取組の概要】</p> <p>○下水道と同等の処理能力を有する浄化槽や高度処理型浄化槽について、設置者に補助を行う市町及び公営事業として高度処理型浄化槽を設置し維持管理を行う市町に対し助成し、生活排水処理施設の整備率の向上を図り、水質改善に取り組みます。</p>		環境生活部 大気・水環境課
	<p>【R2年度までの取組】</p> <p>○生活排水処理施設の整備として、浄化槽設置促進事業及び浄化槽市町整備促進事業にて、令和2年度に569基の浄化槽が設置されました。</p>	<p>【R3年度以降の取組】</p> <p>○引き続き、浄化槽設置促進事業及び公共浄化槽等整備促進事業において、浄化槽の設置を実施します。(R3年度予定基数803基)</p>	118,814千円
<p>⑥防災施策との連携</p> <p>本県は、地形、気候等において厳しい条件におかれる地域も多くみられ、特に伊勢志摩地域や東紀州地域の漁村集落や山麓部の集落では、急峻な地形に密集した集落や背後に斜面地が迫った集落などがみられ、地震や津波、浸水被害、土砂災害などの自然災害による被害を受けやすい状況です。</p> <p>また、街道沿いの歴史的な街並みが残る木造住宅密集地域では、少子高齢化などにより、空家の増加や家屋の老朽化が進むなかで、耐震性能上問題のある家屋の改修が進まないなど、震災時に甚大な被害をもたらす危険性が高まっています。</p> <p>これらの状況をふまえ、関連施策と連携し、災害に強い安全なまちづくりを良好な景観づくりと併せて取り組みます。</p>			
2-(5)-⑥ ア	<p>【取組の概要】</p> <p>○木造住宅耐震化の取組</p> <p>耐震化施策は、従前の建物の継続使用が前提となる手法であることから、例えば街道沿いのただずまいの保全等に一定の寄与があるものと考えています。</p> <p>県では平成15年度から、地震による住宅の被害を軽減し、住まいやまちの安全性を高めるため、耐震化の促進(「待ったなし!耐震化プロジェクト」:木造住宅の①耐震診断、②耐震補強設計、③耐震補強工事、④簡易耐震補強工事、⑤耐震性のない木造空き家除却工事の支援)に取り組んでいます。</p> <p>○密集市街地改善の取組</p> <p>密集市街地の解消や危険性の低減に向け、市町や地域住民による主体的な取組を支援しています。</p>		県土整備部 住宅政策課
	<p>【R2年度までの取組】</p> <p>○木造住宅耐震化の取組</p> <p>平成15年度から、「待ったなし!耐震化プロジェクト」として木造住宅の耐震診断補助と耐震補強工事の補助を行っています。さらに、平成21年度から、耐震補強設計補助と簡易耐震補強工事補助を行い、平成28年度から耐震性のない木造住宅の除去工事に対しても補助を行っています。</p> <p>○密集市街地改善の取組</p> <p>平成18年3月に県内の密集市街地の状況に応じた整備課題、方針を示した「三重県密集市街地整備基本方針」(当該整備は、市町や地域住民が主体的に事業展開するものであるとして平成24年3月31日廃止)については、当時得られた調査データや知見は現在も有効であることから、整備等を行う市町に対する技術的助言として情報提供を行うとともに、国の制度や全国の先進事例の他、整備手法等についての情報提供を行う等、市町の主体的な取組を支援しました。</p>	<p>【R3年度以降の取組】</p> <p>○木造住宅耐震化の取組</p> <p>引き続き、住宅の耐震化による対象世帯の負担軽減と安全安心な居住環境の構築のため、耐震診断、耐震補強設計や耐震補強工事補助等に取り組めます。</p> <p>○密集市街地改善の取組</p> <p>引き続き、密集市街地の改善に関する国の制度や全国の先進事例、整備手法等についての情報提供を行う等、必要に応じて市町や地域住民による主体的な取組を支援していきます。</p>	木造住宅耐震化 92,002千円

